

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園安全・安心対策事業：都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業)

(事業開始年度：平成21年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的・概要

大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行う。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈採択要件〉

1 対象事業の要件

- (1) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における災害応急対策施設の整備
- (2) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修
- (3) 都市公園における公園施設のバリアフリー化

2 事業費の要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上

補助率

施設費：1 / 2
 用地費：1 / 3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
(都市公園等事業：都市公園事業)

(事業開始年度：平成22年度)

—国土交通省 都市局 公園緑地・景観課—

事業の目的・概要

都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カンントリーパーク）の整備等を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

「都市公園事業」とは、以下に掲げる1から3までの要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。（防災・安全社会資本整備交付金で事業を行う場合は、1から4までの要件を満たす都市公園の整備に関する事業）

- 1 面積要件
原則として2ha以上とする。ただし、街区公園、近隣公園、都市緑地を除く。
- 2 総事業費要件
2.5億円以上
- 3 都市公園等整備水準要件
以下の(1)又は(2)の要件を満たすこと。ただし、(3)に定める都市公園の整備については、これを適用しない。
(1) 一の市町村の区域内における以下の①から③までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
① 都市公園
② 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
③ 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
(2) 同市町村のDID地域内における上記(1)の①から③までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
(3) 以下の都市公園の整備であること
① 国家的事業関連公園
② 大規模公園
③ 防災公園
④ 自然再生緑地
⑤ 地域づくり拠点公園
- 4 対象要件
当該都市公園の防災に資する機能が災害対策基本法に基づく地域防災計画等に位置づけられていること

補助率

施設費：1／2
用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園安全・安心対策事業：公園施設長寿命化計画策定調査)

(事業開始年度：平成21年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的・概要

都市公園における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取組を推進し、もって公園施設の更新需要への効果的・効率的な対応を通じたストックの有効利用を図る。

事業実施主体

地方公共団体

定 義

「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。

- ① 都市公園整備状況
 - ② 計画期間（概ね10年以上）
 - ③ 対象都市公園（種別別公園数、選定理由）
 - ④ 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
 - ⑤ 健全度を把握するための点検調査結果の概要
 - ⑥ 日常的な維持管理に関する基本方針
 - ⑦ 公園施設の長寿命化のための基本方針
 - ⑧ 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等
 - ⑨ 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの削減額）
- なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第225号）第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。

対象事業等

本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。

補 助 率

1 / 2

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園安全・安心対策事業：公園施設長寿命化対策支援事業)

(事業開始年度：平成26年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的・概要

公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を実施し、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる1から3の要件を満たす事業をいう。

1 対象事業要件

都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築。

2 総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。

3 面積要件

原則として面積2ha以上の都市公園における施設の改築を対象とする。
 なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の規模要件を適用する。(2ha未満の防災公園において、平成28年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る)。ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

補助率

1 / 2

県主管課名	国土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金
 (緑地環境事業：中心市街地活性化広場公園整備事業)

(事業開始年度：平成11年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的・概要

商業地域及び近隣商業地域を含む地区において、にぎわいの場、地域イベントなど交流の拠点となるなどの商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備を行う。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈採択要件〉

1 対象事業の要件

以下の全ての要件を満たす地区であること。

(1) 中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域で、3箇所以上の公園、緑地の整備を行うものであること。

(2) 対象事業の1箇所当たり面積が500㎡以上であること。

(3) 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

2 総事業費の要件

全ての箇所の合計事業費が2.5億円以上であるもの。

補助率

施設費：1／2

用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
 (都市公園等事業：特定地区公園事業)

(事業開始年度：昭和55年度)

—国土交通省 都市局 公園緑地・景観課—

事業の目的・概要	農山漁村地域の生活観光の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備を行う。		
事業実施主体	町村		
定 義	<p>「特定地区公園」とは、以下に掲げる（１）及び（２）の要件を満たす公園をいう。</p> <p>１ 対象都市 以下に掲げる町村に設置されるもので、都市計画施設とされないものであること。</p> <p>(1) 行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ将来においても指定が予測されないこと。</p> <p>(2) 定住圏又は地方生活圏（二次生活圏を含む。以下同じ。）の中心都市から概ね10km以上離れていること。</p> <p>(3) 人口規模が原則として、5,000人以上であること。ただし、人口10,000人未満の村に設置される公園にあつては、二以上の町村の利用が見込まれること。</p> <p>(4) 定住圏又は地方生活圏等の中心都市の都市公園の整備が、全国の整備水準に達していないこと。</p> <p>２ 面積要件 標準規模が4ha（都市公園における地区公園相当）であること。</p>		
対象事業等	<p>〈採択要件〉</p> <p>1 用地取得については、原則として2haを対象とする。</p> <p>2 施設整備については、都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設を対象とする（園路、広場、ベンチ、遊戯施設、運動施設、駐車場、便所等）。</p> <p>3 防災・安全社会資本整備交付金で事業を行う場合、地域防災計画等に位置付けられていること。</p>		
補 助 率	施設費：1／2 用地費：1／3		
県 内 事 例	旧東郷町：牧水公園 旧北方町：北方町総合運動公園 旧野尻町：あすなろ公園		
県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
(緑地環境事業：吸収源対策公園緑地事業)

(事業開始年度：平成21年度)

—国土交通省 都市局 公園緑地・景観課—

事業の目的・概要

地球温暖化対策の一層の推進を図るため、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を推進する。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈採択要件〉

- 1 対象都市の要件
以下の要件を満たす都市で実施されるもの
 - (1) 緑の基本計画、景観計画又は低炭素まちづくり計画が策定済み若しくは策定中の都市
 - (2) 以下のいずれかの要件を満たす都市
 - ① 環境モデル都市（候補都市含む）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保存地区、特別緑地保全地区、又は緑地保全地域の指定により緑の保全・創出を積極的に行っている都市（以下、「重点都市」という）
 - ② 人口10万人以上の都市
- 2 事業箇所の要件
以下の(1)から(3)までの要件を満たす合計5箇所以上（重点都市における事業には適用しない）の公園緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う事業を対象とする。
 - (1) 対象事業の一箇所当たりの事業対象面積が500㎡以上かつ、高木を含む緑化率が80%以上であること
 - (2) 公園緑地については、原則として都市公園として管理するもの。（都市計画決定されていないものを含む。止むを得ない場合は、地方公共団体の条例等に基づく公園、緑地として管理するもの。）
 - (3) 公共公益施設緑化については、敷地及び建築物の緑化を行うもの
- 3 事業費の要件（重要都市における事業には適用しない）
全ての箇所の合計事業費が、2.5億円以上であるもの

補助率

施設費：1／2
用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金
(都市公園等事業：防災緑地緊急整備事業)

(事業開始年度：昭和61年度)

—国土交通省 都市局 公園緑地・景観課—

事業の目的・概要

大都市地域等において大規模な地震等に伴い発生する災害から国民の生命、財産を守るための避難地となる防災緑地、及び建設副産物等を計画的に活用し、幅広い資源の有効利用と廃棄物の削減に資する再生資源活用緑地の整備を行う。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。

- 1 防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。
 - (1) 園路又は広場
 - (2) 植栽その他修景施設
 - (3) 休憩所、ベンチその他の休養施設
 - (4) 便所、水飲場その他便益施設
 - (5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設
 - (6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）で定める災害応急対策に必要な施設。ただし、一次避難地に該当する場合は、備蓄倉庫、耐震性貯水槽に限る。
- 2 再生資源活用緑地整備計画に基づく再生資源活用緑地の施設の整備については、前項の(1)～(5)に掲げる施設を対象とする。なお、再生資源活用緑地は、10ha以上の面積を有すること。

補助率

1 / 2

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

社会資本整備総合交付金
 (緑地環境事業：市民緑地等整備事業)

(事業開始年度：平成16年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的・概要

市民緑地契約（都市緑地法第55条に規定する市民緑地契約をいう。）又は緑地保全地域等の土地に係る管理協定（都市緑地法第24条に規定する管理協定をいう。）に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設整備、及び借地公園の整備を行う。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈採択要件〉

- 1 対象都市の要件
 以下の要件を満たす都市で実施されるもの
 - (1) 緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市
 - (2) 以下のいずれかの要件を満たす都市
 - ① 環境モデル都市（候補都市含む）及び緑化地域、緑化率の最低限度を定めた地区計画、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保存地区、特別緑地保全地区、又は緑地保全地域の指定により緑の保全・創出を積極的に行っている都市（以下、「重点都市」という）
 - ② 人口10万人以上の都市
 - ③ 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画において都市機能誘導区域又は居住誘導区域を指定した都市
 - ④ 大都市圏における政策区域に含まれる都市
- 2 面積の要件
 - (1) 市民緑地契約・管理協定
 面積2ha以上（防災計画上の位置付けのある市民緑地等は1ha以上）
 ※都市公園と一体となって面積要件を満たす場合も含む。
 ※重点都市に限り、面積要件を0.25ha以上とする。
 ※都市機能誘導区域又は居住誘導区域においては0.05ha以上
 - (2) 緑の基本計画に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域においては、0.05ha以上であること。
- 3 事業費の要件（重要都市における事業には適用しない）
 全体事業費2億円以上

補助率

1 / 2

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

社会資本整備総合交付金（市民農園等事業）

（事業開始年度：平成6年度）

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的

良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の有する緑地機能の保全活用を図るとともに、健康的でゆとりある国民生活の確保を図る市民農園の整備を実施する事業の円滑な運用を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈対象要件〉

- 1) 分区園を主体とする都市公園
- 2) 一団の農地を主体とする農体験の場となる都市公園（ただし、都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域に限る。）

〈面積要件〉

面積は原則として0.25ha以上であること。ただし、以下の場合を除く。

- 1) 都市緑地にあつては概ね0.1ha以上であること。（農協等が設置する分区園と一体として市町村が休憩施設等の園地のみを整備するものについてはその合計面積。）
- 2) 集約化地域外において、生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合は、0.05ha以上であること。
- 3) 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における居住誘導区域内において、教育・学習又は防災に係る計画等の位置付けがある生産緑地の買取りを行う場合は、0.05ha以上であること。ただし、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあつては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模以上であること。
- 4) 都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において、農地の買取りを行う場合は、0.05ha以上であること。

〈対象事業内容〉

園路、広場、植栽、休憩施設等の施設整備及び用地取得とする。

〈採択要件〉

- 1) 良好な都市環境の形成に資するとともに、適切な市民利用が図られるよう地域の実情に応じた位置、規模等を備えること。
- 2) 借地して設置する場合、事業主体が、土地所有者と賃貸借契約等により、概ね10年以上の権原を取得するものであること。
- 3) 原則として都市計画施設（公園又は緑地）であること。ただし、借地による場合及び買取り申出がされた生産緑地地区又は都市緑地法に基づく緑の基本計画等に位置付けられた緑地と農地の一体的な保全を図る区域において農地の買取りを行う場合を除く。

補助率

施設費：1／2

用地費：1／3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

社会資本整備総合交付金
 (緑地環境事業：緑化重点地区総合整備事業)

(事業開始年度：平成11年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的

「緑の基本計画」に定められる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」において、緑化の目標、年次計画等を定めた緑化の実施に関する計画に基づき、緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行う。

事業実施主体

市町村

対象事業等

〈採択要件〉

1 対象地区の要件

三大都市圏に位置する都市及び政令指定都市、県庁所在都市、地方中核都市等において、「緑の基本計画」に定められる「緑化の推進を重点的に図るべき地区」のうち、下記のいずれかに該当する地区で合計5箇以上の緑地の整備又は公共公益施設の緑化を行うものであること

- (1) 都市の中心駅周辺、官公庁街や商業・業務の中心都市の拠点となる地域であり、景観形成のために緑地の整備と緑化を行う必要性が特に高い地区
- (2) クールアイランドや風の道の形成などによる都市のヒートアイランド現象の緩和、河川等と一体となったエコロジカルネットワークの形成など、都市環境の改善のために重点的に緑地の整備と緑化を行う必要性が特に高い地区
- (3) 避難地の面積が十分に確保できていない等防災上課題があり、緊急的に延焼防止帯等となる緑地の確保及び市街地の緑化を行う必要性が特に高い地区

2 対象事業の要件

- (1) 対象事業の一箇所当たりの事業対象面積が原則として 500 m²以上であること。
- (2) 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、原則として都市公園として管理すること。止むを得ない場合、市町村の条例等に基づく公園、緑地として管理すること。
- (3) 都市公園とともに、地区全体の緑豊かな環境を形成する公共施設、公用施設の敷地及び建築物の緑化を含む。

3 総事業費の要件

全ての箇所の合計事業費が 2.5 億円以上であるもの。

補助率

施設費：1 / 2
 用地費：1 / 3

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公 園 】

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金
(都市公園ストック再編事業)

(事業開始年度：平成27年度)

－国土交通省 都市局 公園緑地・景観課－

事業の目的・概要

地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る。

事業実施主体

地方公共団体

対象事業等

〈事業計画〉

本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。また、計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

- ①計画期間中の再編方針と目標、及びその効果
- ②計画期間中の事業実施箇所及び再編内容
- ③計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

〈都市要件〉

下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。

- ①立地適正化計画
- ②緑の基本計画

(ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。)

〈対象事業内容〉

- ①施設整備

都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備。

- ②用地取得

都市公園の用地の取得。

〈総事業費要件〉

事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。

補助率

施設費：1／2
用地費：1／3

県主管課名	国土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------

【 公園 】

社会資本整備総合交付金
(官民連携型賑わい拠点創出事業)

(事業開始年度：平成29年度)

— 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 —

事業の目的・概要

民間資金の活用による効率的な公園施設の整備を推進するため、事業者が提出し、認定された公募設置等計画における「特定公園施設の整備費のうち公園管理者に負担を求める額」を対象として支援をおこなうもの。

事業実施主体

地方公共団体

事業要件

- ① 地方公共団体費用負担削減要件
認定計画提出者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該公園施設の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されること。
- ② 面積要件
0.25ha以上であること。
- ③ 対象事業内容
都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。

補助率

施設費：1 / 2

県主管課名	県土整備部 都市計画課 美しい宮崎づくり推進室 (都市公園担当)	電話番号	26-7193 内線3038
-------	--	------	-------------------